

緊急事態宣言期間の延長に伴う園の対応について

大阪府に発令されている特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月31日（月）まで延長されることが決定しました。このことを受け、発令期間中の園の対応について、引き続き下記のとおりとしますので、よろしくお願い致します。

記

園の対応について

開園としますが、商業施設等への休業要請や施設の使用制限、不要不急の外出自粛など、急速なまん延を防ぐために発令された「緊急事態宣言」の趣旨を踏まえ、ご家庭での保育が可能となる保護者の方には、出来る限り家庭での保育や延長保育の利用時間短縮などのご協力ください。

※育児休暇中の保護者の皆様には、長期在宅のご協力を頂いています。お困りの場合はご相談ください。

園行事（園外保育を含む）

発令期間中の園行事は、中止・延期

子育て支援事業

一時保育、ひだまり広場、園庭開放、発令期間中は中止

保育料等について

市の要請に基づき家庭保育の協力を頂くご家庭については、保育料・給食費は日割り計算の上、減額いたします。

感染予防対策の徹底について

- ・検温、園内の消毒・換気の徹底・ペーパータオル使用
- ・引き続き、降園時は園庭でお子様を引き渡しします。インターフォンにて保育者にお子様の名前をお伝えください。

発熱や風邪症状等で園児やご家族の体調がすぐれない場合は、登園を自粛してください。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2021年5月11日

羽鷹池ひだまり保育園

園長 小島 美恵